

日本学生支援機構

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する緊急・応急採用について

下記に該当し、日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する方は
学生支援課奨学支援グループ（国際文化学部キャンパスB棟1F・学生センター内）に申し出てください。

なお、医学部医学科・保健学科、海事科学部の2年生以上、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科の方は、所属学部の奨学金担当係の指示に従ってください。

◎対象者

【平成29年7月5日からの大雨による災害】

●福岡県・・・朝倉市、朝倉郡東峰村

●大分県・・・日田市、中津市

①上記地域または近隣地域で被害を被った世帯の学生

②上記地域または近隣地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生

◎貸与始期

①緊急採用（第一種奨学金）：平成29年7月以降で希望する月

②応急採用（第二種奨学金）：平成29年4月以降で希望する月

◎貸与終期

①緊急採用（第一種奨学金）：平成30年3月まで

※1年ごとに緊急採用奨学金継続願を提出することにより認められれば修業年限の終期までの貸与が可能です。

②応急採用（第二種奨学金）：修業年限の終了月まで

平成29年7月

学生支援課奨学支援グループ